

建設業及び建設関連業、不動産業等の申請等について

新型コロナ特措法に基づく緊急事態宣言の対象区域に沖縄県が指定されたことに鑑み、沖縄総合事務局においては同時感染のリスク回避や危機管理の観点から、**各種申請等**について、当面の間、「**郵送**」によるものとさせて頂きます。また、**閲覧**についても、当面の間、**中止**といたします。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

○問い合わせ先

〒900-0006

那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館

沖縄総合事務局開発建設部建設産業・地方整備課

TEL 098-866-1910（直通）